

(5) 児童虐待防止対策の充実

<現状と課題>

近年、児童虐待に関する相談件数は、増加する傾向にあり、その内容も複雑化し、深刻な社会問題になっています。

虐待は、育児に関する悩みを抱えているが相談できる人がいなかったり、生活上のストレス、日常的な注意・しつけがエスカレートして虐待をしてしまうなど、どここの家庭にでも起こり得ることとされています。

しかし、虐待または虐待と思うようなことに遭遇しても、大半の人が何もしていません。注意・通報は、地域の間人関係を阻害することにもなりかねず、ためらいが見受けられます。児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関が参加する本庄市児童虐待防止ネットワーク会議の状況に応じた的確な支援が不可欠です。

<今後の取り組み>

児童虐待の早期発見・対応のため、新生児・乳幼児・妊産婦訪問の活用を図るほか、児童相談所、民生児童委員、保育所や教育機関、保健医療機関、警察等の関係機関とのネットワークの充実・強化を図るとともに、通告義務等の児童虐待防止に関する啓発に努めます。

また、育児不安の軽減のため、親同士の情報交換や友達作りができるような場の提供を図ります。

実施事業

児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	担当課
家庭児童相談事業	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行う。	子育て支援課
本庄市児童虐待防止ネットワーク会議	児童虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図る。（要保護児童対策地域協議会へ移行予定。）	子育て支援課
一時保育事業（再掲）	子育てからくる疲れ、ストレスを感じている場合に、保育所で一時的に子どもを預かることで児童虐待につながらないための防止策の一つとする。	保育課
地域子育て支援センター事業（再掲）	子育て家庭への育児相談により育児不安の解消を図ることで、児童虐待の防止に努める。	保育課
つどいの広場事業（再掲）	主に乳幼児を持つ子育て中の親がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、交流できる場を提供し、育児不安の軽減を図る。	子育て支援課
未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問	出産後、育児不安の強い2か月位までの間に訪問を行う（状況によってはその後も継続）。母の育児不安の解消や乳児の発達・発育状況の確認により、児童虐待の防止や以後の健やかな成長への支援につなげる。	健康推進課
親子ふれあい広場「カンガルー広場」「ゆうゆう広場」	主に0～2歳位までの乳幼児と母を対象に、育児不安軽減のために育児相談、親同士の情報交換・友達づくり・遊び場の提供を行い、孤立することなく楽しく育児ができることにより虐待につながらないよう配慮する。	健康推進課